



# 緊急時における子ども支援ネットワークの設立について

## 1 緊急時における子ども支援ネットワーク事業 これまでの動き

### (1) 事業の趣旨

令和元年東日本台風災害後、NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクトは、災害支援事業を立ち上げ、子どもたちやその保護者へ支援してきた。その経験から、**発災直後から支援**しニーズに応じていくためには、**支援団体のネットワークが必要**だと痛感した。

そこで、休眠預金事業を活用し、子ども支援団体が集まり、**緊急時に活かせる子ども支援ネットワークの設立を目指して**令和3年度から活動している。

### (2) 事業の概要

#### 令和3年度

有志により学習会・交流会を4回開催し、市はこども未来部、教育委員会などが必要に応じて参加

#### 令和4年度

スライド4のメンバーにより、**ネットワークの設立に向けた具体的な検討**を進めている。市はこども政策課長が参加し、市との情報共有・調整を図ってきた。

## 2 緊急時における子ども支援ネットワーク 概要・市との関係

### (1) ネットワークの概要

- 名称：長野市緊急時における子ども支援ネットワーク
- 目的：災害時などに、行政とともに、全ての子どもとその家族に必要な支援が適切に提供できる体制づくりを行う
- 子ども支援団体、個人により組織
- 規約(案)は別紙

### (2) 市との関係

- 市は、相談役としてネットワークに参画
- 相談役は、行政の窓口機能を担い、ネットワークとの連絡調整などを行う

#### 《災害時の役割分担のイメージ》

- ①災害時において市に集約された情報を参考に、市も出席するネットワーク運営委員会において必要な支援を検討し、ネットワークとして取り組む支援を決定  
(情報共有の窓口はこども未来部に一元化・こども未来部は庁内関係部局と連絡調整)
- ②ネットワークは、構成団体間をコーディネートし支援を実施
- ③必要な情報共有と調整

### 3 今後のスケジュール

月 日	内 容	備 考
令和5年1月26日	部長会議 その他案件にて情報共有	
1月下旬	議会への投げ込み	
2月1日	記者発表会(定例市政記者会見後)	ネットワーク事務局と市の合同開催
2月12日(日)	ネットワーク設立総会	

### 4 今後の展開

緊急時のネットワークを  
機能させるためには  
平時のネットワークが必要



子ども・子育てフェスティバル実行委員会を見直し、(平時の)子ども支援団体のネットワーク形成・維持の業務を担う方向で検討  
平時と緊急時のネットワーク機能の融合を図る

ネットワークのハブ機能  
として事務局機能が必要



上記実行委員会への市の負担金の一部をネットワーク形成・維持業務(事務局機能)を担う支援団体への事務局経費に充てるよう検討

## 緊急時における子ども支援ネットワーク事業 検討会メンバー

令和4年度

所 属	氏 名
清泉女学院大学(小児看護学准教授)	北村千章
こども広場このゆびとまれ(館長)	斉藤由美子
長野市災害ボランティア委員会	寺澤さゆり
NPO法人災害時こどものこころと居場所サポート(代表) (副代表)	小野道子 本田涼子
NPO法人長野県NPOセンター(代表理事)	山室秀俊
ながの子どもを虐待から守る会(事務局長)	村瀬和子
ブルースカイ／登校拒否を考える親と子の会(代表)	松田恵子
Hanpo(代表)	草深将雄
こども広場じゃん・けん・ぽん(館長)	伊藤直子
長野市(こども未来部次長兼こども政策課課長)	花立勝広
NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト(事務局長)	小笠原憲子
事務局(ながのこどもの城)	廣田宜子

# 【参考】長野市地域防災計画(案) (パブリックコメント用)

震災対策編 第2章 災害予防計画

## 第37節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った NPO、NGO等の災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れるため、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう環境整備を図る。

計画名 [計画主体]	計画内容	担当部課
ボランティア受入れ体制等の整備 [市、社会福祉協議会]	<p>ボランティアの円滑な受入れ体制を整備する。</p> <p>○社会福祉協議会の災害ボランティアセンター運営マニュアルの策定、訓練</p> <p>○行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し意見交換を行う情報共有会議の整備に向けて検討する。</p>	保健福祉部福祉政策課
ボランティアの育成・支援 [市、社会福祉協議会]	<p>ボランティアの育成を行う。</p> <p>○ボランティアの指導及び財政援助</p> <p>○ボランティアリーダー及びコーディネータの育成</p>	保健福祉部福祉政策課
<u>ボランティア団体とのネットワークの形成</u> [市]	<p><u>ボランティア団体とのネットワーク形成に向けた検討を行う。</u></p> <p>○意見交換の場づくり</p> <p>○自立的に機能を発揮できる体制の整備</p> <p>○平時からボランティア団体等と連携を図る。</p>	総務部危機管理防災課 各部課

※11/21～12/20、パブリックコメントを実施。下線部が改定（案）修正点

# 【参考】長野市地域防災計画(案) (パブリックコメント用)

震災対策編 第3章 災害応急対策計画

## 第37節 ボランティアの受入れ体制

項目	担当
第1 <u>ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等</u>	長野市社会福祉協議会 保健福祉部福祉政策班 総務部本部班
第2 <u>ボランティアの受入れ体制</u>	

### 第1 ボランティアニーズの把握とボランティアの募集等

市内の広域に亘る災害が発生した場合は、長野市社会福祉協議会（以下この節において「市社協」という。）と連携してボランティアニーズの把握を行う。

保健福祉部福祉政策班は、市社協を通じてボランティアの募集を行うとともに、必要に応じてボランティア団体に協力を要請する。

局所的な災害が発生し、地域による復旧・支援活動が困難で、被災地域においてボランティアニーズがある場合は、本部班（総務部危機管理防災課）が相談を受け、保健福祉部福祉政策班が市社協と連携して地域における支援活動等を調整する。

### 第2 ボランティアの受入れ体制

#### 1 災害ボランティアセンターの設置

市は、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター（以下この節において「センター」という。）の設置場所を決定する。

市社協は、県社会福祉協議会、日本赤十字社（長野県支部）、ボランティア団体等と協力して、センターを設置し、センター長を置き運営する。

また、保健福祉部福祉政策班は、情報や資機材の提供等、センターの設置に必要な協力支援を行う。センターは、ボランティアの受付、登録、保険への加入、ボランティア情報の広報、ボランティア活動のコーディネート、活動に必要な物資の提供、関係機関及び中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡調整等を行う。

# 【参考】長野市地域防災計画(案) (パブリックコメント用)

## 震災対策編 第3章 災害応急対策計画

(前ページから続き)

### 第2 ボランティアの受け入れ体制

#### 2 ボランティア活動調整

保健福祉部福祉政策班は、市各部からボランティアへのニーズを把握し、センターとボランティア情報の広報、ボランティアの活動体制について調整する。

また、医師、看護師、応急危険度判定士等の専門資格を有し、市が行う災害応急対策活動に従事可能なボランティアは、各部でボランティアの受入れ、活動のコーディネートを行う。  
保健福祉部福祉政策班は、ボランティアの需給状況等について、随時、県災害対策本部に報告する。

### ■地域防災計画改定スケジュール(予定)■

月日	内容	説明
11月21日～12月20日		市民意見等募集(パブリックコメント)実施
1月19日～1月24日		パブリックコメントの対応案を庁内に照会
2月1日	市議会特別委員会	パブリックコメントの結果等説明
～2月9日		パブリックコメントを反映させた地域防災計画(案)を作成
2月10日	長野市防災会 幹事会	パブリックコメントを反映させた地域防災計画(案)を協議
2月20日	部長会議	
2月21日	長野市防災会議	地域防災計画改定を決定
3月7日	市議会特別委員会	地域防災計画改定を公表※
3月23日	記者会見	
4月1日～	改定後の計画期間スタート	